

**長期優良住宅技術的審査料金(新築)****※ 一戸建て住宅の審査料金**

床面積の合計 (A)	基本料金	型式性能確認書・製造者認証等
$A \leq 200 \text{ m}^2$	42,000 円	19,000 円
$200 \text{ m}^2 < A$	53,000 円	32,000 円
性能評価併願申請の場合 (面積に関係なし)	6,000 円	6,000 円

**※ 共同住宅等の審査料金**

床面積の合計 (A)	基本料金	型式性能確認書・製造者認証等
$A \leq 500 \text{ m}^2$	$M \times 6,500 \text{ 円} + 42,000 \text{ 円}$	$M \times 3,000 \text{ 円} + 42,000 \text{ 円}$
$500 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,500 \text{ 円} + 84,000 \text{ 円}$	$M \times 3,000 \text{ 円} + 84,000 \text{ 円}$
$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,500 \text{ 円} + 131,000 \text{ 円}$	$M \times 3,000 \text{ 円} + 131,000 \text{ 円}$
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 3,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,500 \text{ 円} + 184,000 \text{ 円}$	$M \times 3,000 \text{ 円} + 184,000 \text{ 円}$
$3,000 \text{ m}^2 < A \leq 4,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,500 \text{ 円} + 236,000 \text{ 円}$	$M \times 3,000 \text{ 円} + 236,000 \text{ 円}$
$4,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,500 \text{ 円} + 289,000 \text{ 円}$	$M \times 3,000 \text{ 円} + 289,000 \text{ 円}$
$5,000 \text{ m}^2 < A \leq$	$M \times 6,500 \text{ 円} + 488,000 \text{ 円}$	$M \times 3,000 \text{ 円} + 488,000 \text{ 円}$
性能評価併願申請の場合 (面積に関係なし)	6,000 円/戸	6,000 円/戸
備考	M : 技術的審査を行う戸数	

注1: 「性能評価併願申請の場合」とは、当社に設計住宅性能評価申請をして頂いた場合のことをいう。

注2: 当社が適合証を交付した物件の、計画を変更しようとするものに係る技術的審査料金の額は、上記表の額に2分の1を乗じた額とする。ただし、当社以外の機関が適合証を交付した物件の計画の変更をしようとするものは、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注3: 当社以外の機関が設計住宅性能評価書を交付した物件に係る技術的審査料金は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注4: 適合証を再交付するときの料金は1通につき2,000円とする。

注5: 料金はすべて消費税込みの金額となっています。

注6: 機構が効率的な審査業務を実施できると判断した時は、別途ご相談に応じます。

**長期優良住宅技術的審査料金(増築・改築)**

## ※ 一戸建て住宅の審査料金

床面積の合計 (A)	基本料金 注2	耐震性の審査が省略できるもの 注1
$A \leq 200 \text{ m}^2$	68,000 円	47,000 円
$200 \text{ m}^2 < A$	85,000 円	65,000 円

## ※ 共同住宅等の審査料金

床面積の合計 (A)	基本料金 注2	耐震性の審査が省略できるもの 注1
$A \leq 500 \text{ m}^2$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 68,000 \text{ 円}$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 47,000 \text{ 円}$
$500 \text{ m}^2 < A$	別 途 見 積	別 途 見 積
備考	M : 技術的審査を行う戸数	

注1：耐震性に係るリフォーム、増改築の計画が無く新築時に活用した制度による※評価書等があり、耐震性の審査が省略できる場合に限る。

※評価書等…住宅性能評価・フラット35S・建築基準法・認定長期優良住宅・住まい給付金・贈与税の非課税措置による各証明書等を指す。

注2：耐震性がH27国住指第3435号別表2に示された認定耐震診断方法（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く））などで確認できる場合をいい、それ以外の場合は別途見積とする。

注3：当社が適合証を交付した物件の計画を変更しようとするものに係る技術的審査料金の額は、上記表の額に2分の1を乗じた額とする。ただし、当社以外の機関が適合証を交付した物件の計画の変更をしようとするものは、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注4：当社以外の機関が設計住宅性能評価書を交付した物件に係る技術的審査料金は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注5：適合証を再交付するときの料金は1通につき2,000円とする。

注6：料金はすべて消費税込みの金額です。

注7：併用住宅は一戸建て住宅の審査料金とする。